

◎新潟県訓令第18号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、別表第4 土木部用地・土地利用課の部の改正は平成26年4月1日から、その他の改正は平成25年10月25日から実施する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前																													
<b>別表第4（第6条関係）</b> （略） 防災局 防災企画課		<b>別表第4（第6条関係）</b> （略） 防災局 防災企画課																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>局長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(1) <u>災害救助法第4条第1項</u>各号に掲げる救助を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>災害救助法第7条第1項</u>の規定により、救助に関する業務に従事させること。</td> <td>(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>災害救助法第8条</u>の規定により、救助に関する業務に協力させること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>災害救助法第9条</u>の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) <u>災害救助法第13条</u>の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		局長専決事項	課長専決事項	(1) (略)	(1) <u>災害救助法第4条第1項</u> 各号に掲げる救助を行うこと。	(2) <u>災害救助法第7条第1項</u> の規定により、救助に関する業務に従事させること。	(2) (略)	(3) <u>災害救助法第8条</u> の規定により、救助に関する業務に協力させること。		(4) <u>災害救助法第9条</u> の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。		(5) <u>災害救助法第13条</u> の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。		(6) (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>局長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(1) <u>災害救助法第23条第1項</u>各号に掲げる救助を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>災害救助法第24条第1項</u>の規定により、救助に関する業務に従事させること。</td> <td>(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>災害救助法第25条</u>の規定により、救助に関する業務に協力させること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>災害救助法第26条</u>の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) <u>災害救助法第30条</u>の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		局長専決事項	課長専決事項	(1) (略)	(1) <u>災害救助法第23条第1項</u> 各号に掲げる救助を行うこと。	(2) <u>災害救助法第24条第1項</u> の規定により、救助に関する業務に従事させること。	(2) (略)	(3) <u>災害救助法第25条</u> の規定により、救助に関する業務に協力させること。		(4) <u>災害救助法第26条</u> の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。		(5) <u>災害救助法第30条</u> の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。		(6) (略)	
局長専決事項	課長専決事項																														
(1) (略)	(1) <u>災害救助法第4条第1項</u> 各号に掲げる救助を行うこと。																														
(2) <u>災害救助法第7条第1項</u> の規定により、救助に関する業務に従事させること。	(2) (略)																														
(3) <u>災害救助法第8条</u> の規定により、救助に関する業務に協力させること。																															
(4) <u>災害救助法第9条</u> の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。																															
(5) <u>災害救助法第13条</u> の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。																															
(6) (略)																															
局長専決事項	課長専決事項																														
(1) (略)	(1) <u>災害救助法第23条第1項</u> 各号に掲げる救助を行うこと。																														
(2) <u>災害救助法第24条第1項</u> の規定により、救助に関する業務に従事させること。	(2) (略)																														
(3) <u>災害救助法第25条</u> の規定により、救助に関する業務に協力させること。																															
(4) <u>災害救助法第26条</u> の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。																															
(5) <u>災害救助法第30条</u> の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。																															
(6) (略)																															
(略) (略) 農林水産部 (略)		(略) (略) 農林水産部 (略)																													
治山課		治山課																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(3) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) <u>森林法第6条第7項</u>の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)～(22) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(3) (略)		(4) <u>森林法第6条第7項</u> の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。		(5)～(22) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(3) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) <u>森林法第6条第6項</u>の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)～(22) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(3) (略)		(4) <u>森林法第6条第6項</u> の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。		(5)～(22) (略)												
部長専決事項	課長専決事項																														
(略)	(1)～(3) (略)																														
	(4) <u>森林法第6条第7項</u> の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。																														
	(5)～(22) (略)																														
部長専決事項	課長専決事項																														
(略)	(1)～(3) (略)																														
	(4) <u>森林法第6条第6項</u> の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。																														
	(5)～(22) (略)																														

(略)  
土木部  
(略)

用地・土地利用課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略) (3) <u>国土利用計画法第8条第5項</u> (同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について新潟県国土利用計画審議会の意見を聴くこと。 (4)～(11) (略)	(1)～(17) (略) (18) <u>国土利用計画法第8条第5項</u> (同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について助言をすること。 (19)～(23) (略)

道路管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)・(2) (略) (2)の2 <u>道路法第22条の2の規定により、維持修繕協定の締結をすること。</u> (3)～(14) (略)

(略)

(略)  
土木部  
(略)

用地・土地利用課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略) (3) <u>国土利用計画法第8条第6項</u> (同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について新潟県国土利用計画審議会の意見を聴くこと。 (4)～(11) (略)	(1)～(17) (略) (18) <u>国土利用計画法第8条第6項</u> (同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について助言をすること。 (19)～(23) (略)

道路管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)・(2) (略)  (3)～(14) (略)

(略)